

○大阪狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録さ

れている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

（２） 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

２ 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

（事前登録の申込み等）

第４条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ大阪狭山市本人通知制度事前登録申込書（様式第１号）により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

２ 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（写真が貼付されたものに限る。）その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

３ 第１項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１） 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

（２） 法定代理人以外の者 委任状

４ 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の申込みをすることができる。

（１） 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

（２） 他の市区町村に居住している場合

(事前登録等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大阪狭山市本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、大阪狭山市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、大阪狭山市住民票の写し等交付本人通知書（様式第4号）により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日要綱第１６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日要綱第５号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２０日要綱第５１号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の大阪狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱による改正後の大阪狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。